



不動産売買契約 手付金 預託証明書

発行年月日 2022 年 6 月 6 日

買主の表示	
氏名：	福島 秀治、福島 理緒
住所：	東京都八王子市小宮町835-1 プロスペリティ104号室
売主の表示	
名称：	株式会社飯田産業
所在：	東京都武蔵野市境2-2-2
仲介業者の表示	
名称：	
所在：	

【振込の注意点】

- 振込名義は契約予定月日・買主様ご本人のお名前（「8月8日契約・飯田太郎様」ならば「0808イイダタロウ」）として下さい。
- 手付金上限額は完成物件の場合は売買代金の10%以内、未完成物件の場合は売買代金の5%以内とします。
- 振込完了後、本紙を仲介業者様あるいは売主へ提出して下さい。印紙は売主（請負者）が負担します。
- 本紙の提出を受けた仲介業者様は記入漏れがないかを確認の上、売主へ提出して下さい。
- 領収証は発行しません。振込の明細票あるいは振込用紙の控えを替わりとして保管して下さい。
- お振込みいただいた手付金は無利息にて契約時までお預かりいたします。
- 本書面は契約までの間、下記金額の金員をお預かりしたことを証するものであり、本書面の交付により下記物件の契約を約するものではありません。

不 動 産 の 表 示																							
物件名	ハートフルタウン八王子めじろ台3期 C号棟																						
売買代金	4,190			万円	手付金	50			万円														
手付金振込口座情報																							
金融機関	GMOあおぞらネット銀行			支店名	わたぐも支店			普通	口座番号	8153413													
預 託 金 返 金 口 座 情 報																							
口座名義 フリガナを必ず記入願います	姓(フリガナ)				名(フリガナ)				【返金について】 ①万一、手付金預託後、契約に至らなかった場合、売主は指定の口座に所定の手続き後7銀行営業日以内に振込手数料を差し引き返金します。 ②手付金を売主の定める上限額を超えて預託した場合、契約完了後かつ所定の続き完了後7銀行営業日以内に、売主は指定の口座に振込手数料を差し引き返金します。														
	姓(漢字・アルファベット)				名(漢字・アルファベット)																		
金融機関名					種類	当座・普通			該当する方を○で囲して下さい														
支店名																							
返金口座情報	金融機関コード			支店番号 店舗コード 店番号			口座番号																
【マークシート】 該当する数字に「×」を付けて下さい。 必ずチェックを入れて下さい。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	仲介業者使用欄(任意)									
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2										
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3										
	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	売主 使用欄									
	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5										
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6										
	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7										
	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8										
	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9										
	担当			所属長			財務																

手付金 ご入金についてのご案内

株式会社 飯田産業

- ☒ この度は弊社物件ご契約のお申込をいただき、誠にありがとうございます。弊社では取引の安全上の観点から、手付金の事前のお振込みをお客様にお願いしております。下記注意事項をご一読の上、お手続きいただきますようお願いいたします。
- ☐ 1、手付金の振込

手付金の代金は契約予定日の1週間前から前日までに本紙記載の表記口座へお振込みください。現金の授受は事故・トラブル等防止の観点より原則行っておりませんので、予めご了承ください。

(1) 入金確認完了後の契約となります。

(2) やむを得ず契約日当日の入金となり、入金確認ができない場合は、恐れ入りますが契約を延期させていただきます。

(3) 振込名義は契約予定月日と買主様ご本人のお名前(「8月8日契約・飯田太郎様」ならば「0808イイダタロウ」)として下さい。ご契約者様が2人以上の場合はどちらか1名の氏名として下さい。

(4) 振込手数料はお客様にてご負担いただきます。

(5) 手付金代金の上限額は完成物件の場合売買代金の10%以内、未完成物件の場合売買代金の5%以内になります。超過して振り込まれた場合は上限額との差額(以下「超過金」という。)の返金のお手続きにご協力いただきますことをご了承ください。

(6) お振込み金に対する領収証は発行致しません。金融機関発行の『振込用紙の控え』または『振込明細票(ネットバンキングの場合含む)』をもって領収証に替えさせていただくことをご了承ください。

(7) 手付金に利息は付されません。
- ☐ 2、手付金預託証明書の発行

(1) 預託金返金口座情報に記載する口座は、契約者様ご本人の名義口座として下さい。

(2) 返金口座番号については番号を記入した上で、【マークシート】の該当する数字に【×】をつけて下さい。
- ☐ 3、超過金の返金について

万一、本紙第1項(5)の上限額を超えて手付金のお振込みいただいた場合、契約後に【超過金返金確認書】の調印を頂いた後、7銀行営業日以内に超過金を売主より指定口座へ返金します。

(1) 契約前に超過金の発生を確認できた場合においても、超過金の返金は契約後になることをご了承ください。

(2) 超過金の振込手数料はお客様にご負担いただいております。予め振込手数料を差し引いた上で超過金を返還致しますので、ご了承ください。

(3) 超過金が振込手数料と同額又は下回る場合、現金での返金になる可能性がある事を予めご了承下さい。
- ☐ 4、契約キャンセル時の手付金の返金について

万一、契約予定日までにやむを得ない事由により本契約をキャンセルする場合、本紙下部「キャンセル返金確認書」を売主にご提出いただければ、7銀行営業日以内に、売主より指定口座へ返金します。(仲介業者による代理提出も可)

(1) やむを得ない理由で契約予定日を延期する場合は、仲介業者または売主へご連絡ください。

(2) 万が一、お客様からキャンセルの意思表示があったにもかかわらず当該書面の提出にご協力いただけなかった場合、仲介業者による代理提出をもってキャンセル返金手続きを開始することを予めご了承ください。

(3) 万が一、契約予定日時にお客様が連絡なく契約予定場所に現れなかった場合、予定日翌日の到来をもってキャンセルと見なします。売主はキャンセル確認後、7銀行営業日以内に預託している手付金を指定口座へ返金します。

(4) 返金時の振込手数料はお客様にご負担いただいております。予め振込手数料を差し引いた上で手付金を返還いたしますがご了承ください。
- ☐ 5、その他金種の取り扱いについて

残代金・追加工事代金・事務手数料・適合検査料・固定資産税・都市計画税・登記費用・火災保険費用等については別途お知らせ致します。仲介手数料については仲介業者までお問い合わせください。
- ☐ 6、個人情報の取り扱いについて

本紙に記載いただいた個人情報については契約時までは本不動産売買契約にかかる必要事務に限って利用するものとし、契約後においては別紙『個人情報保護方針』(契約時に交付)に準ずるものとします。

以上

私は上記案内について説明を受け、同意致しました。

氏名

年 月 日

印

キャンセル返金確認書

私は、本日をもって標記物件契約の意思表示を取り消し、株式会社飯田産業に預託した手付金の返金を希望します。

お 客 様 記 入 欄					年 月 日		
住 所		物 件 名					
氏 名		手付金額		万円		売 主 使 用 欄	
						担当	所属長
						財務	
仲 介 業 者 使 用 欄							
名 称		店 名					
所 在		代理提出	有・無				